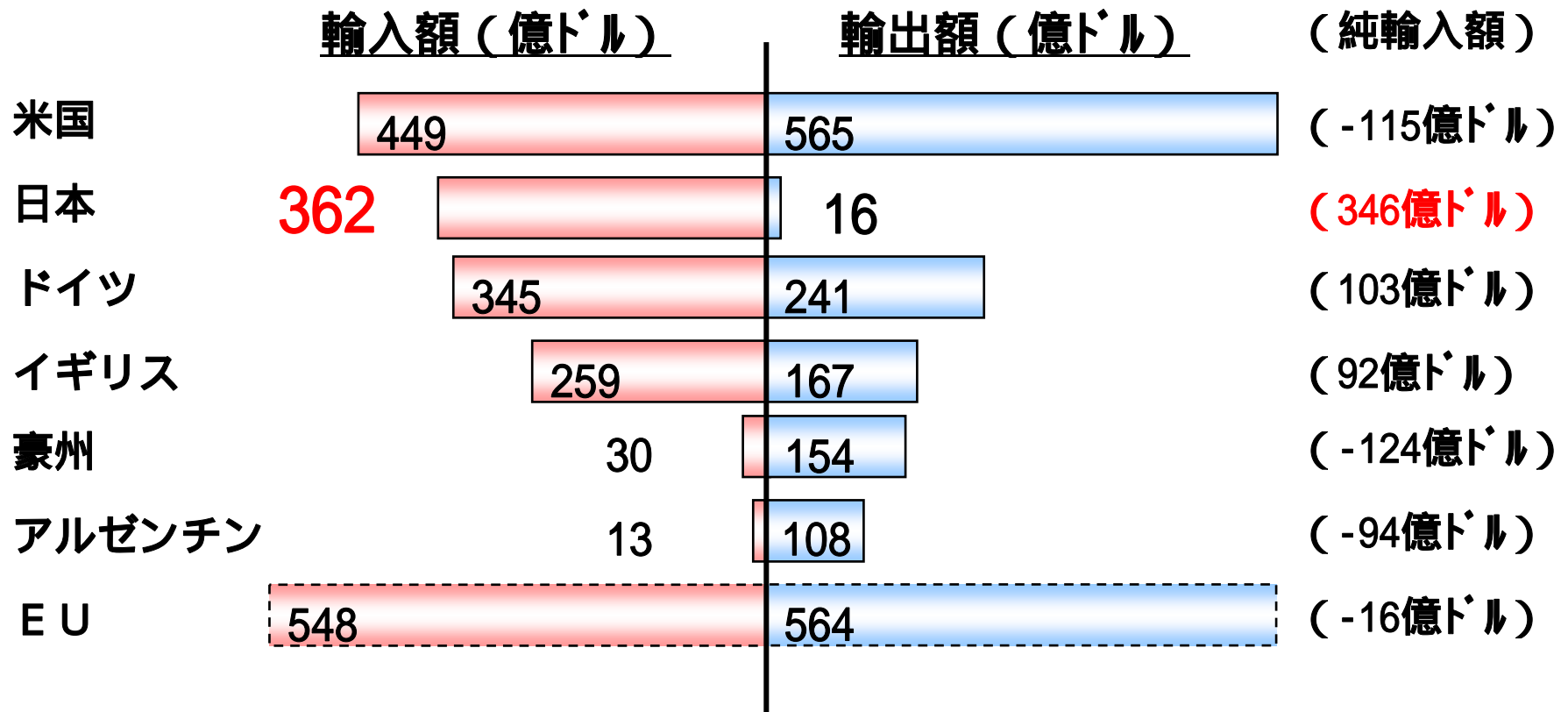




WTO農業交渉の現状と課題

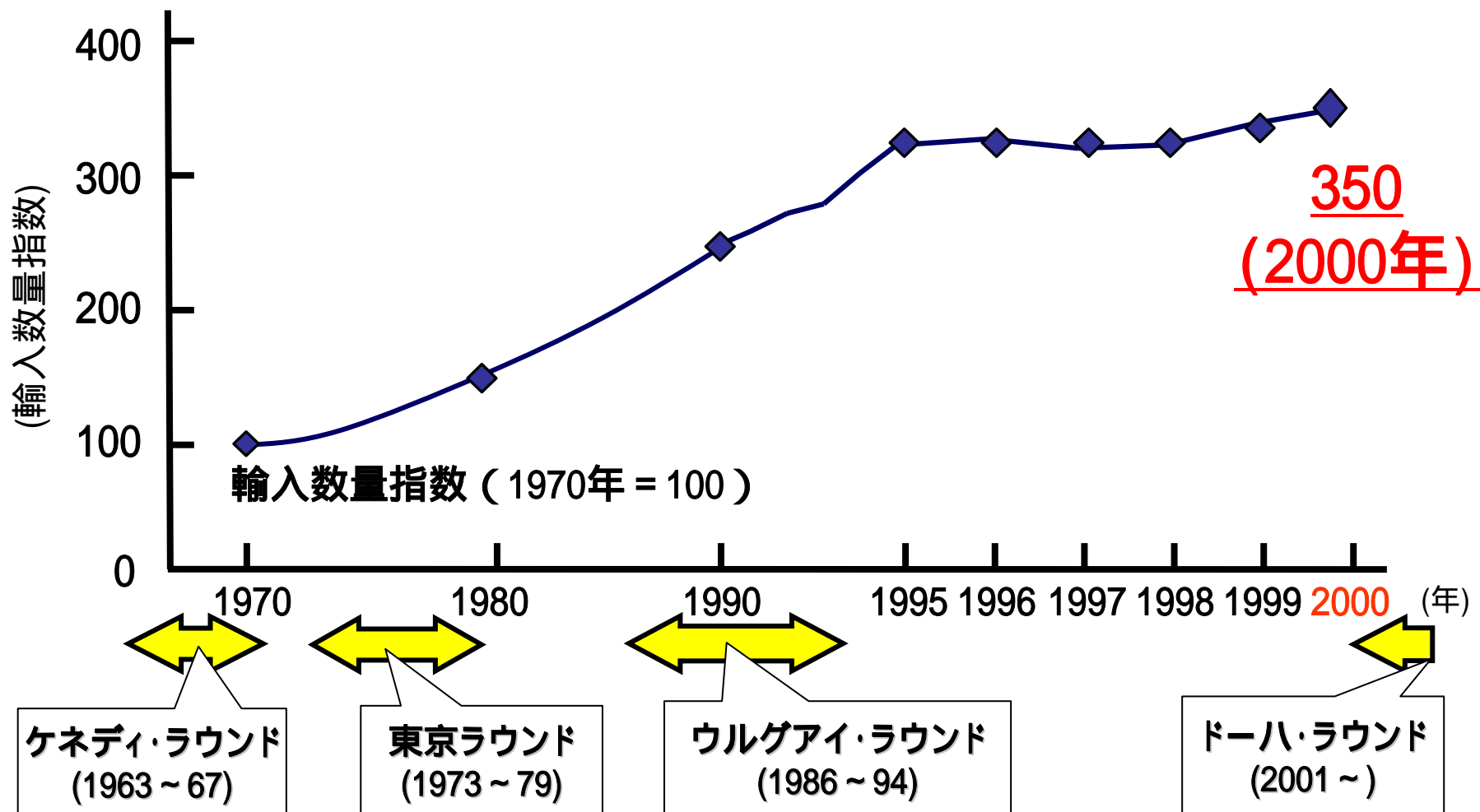
主要国の農産物輸出入額(2000年)



資料：FAO「FAOSTAT」

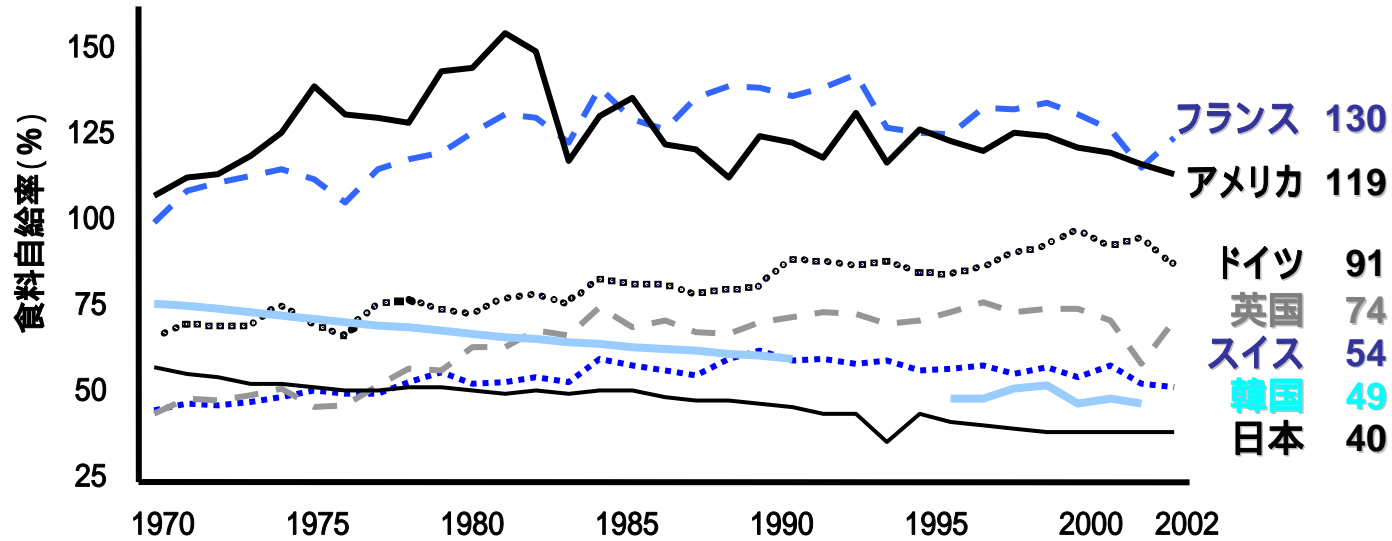
注：EUの輸出入額は、EU域内流通分を除く。

我が国の農産物輸入状況について

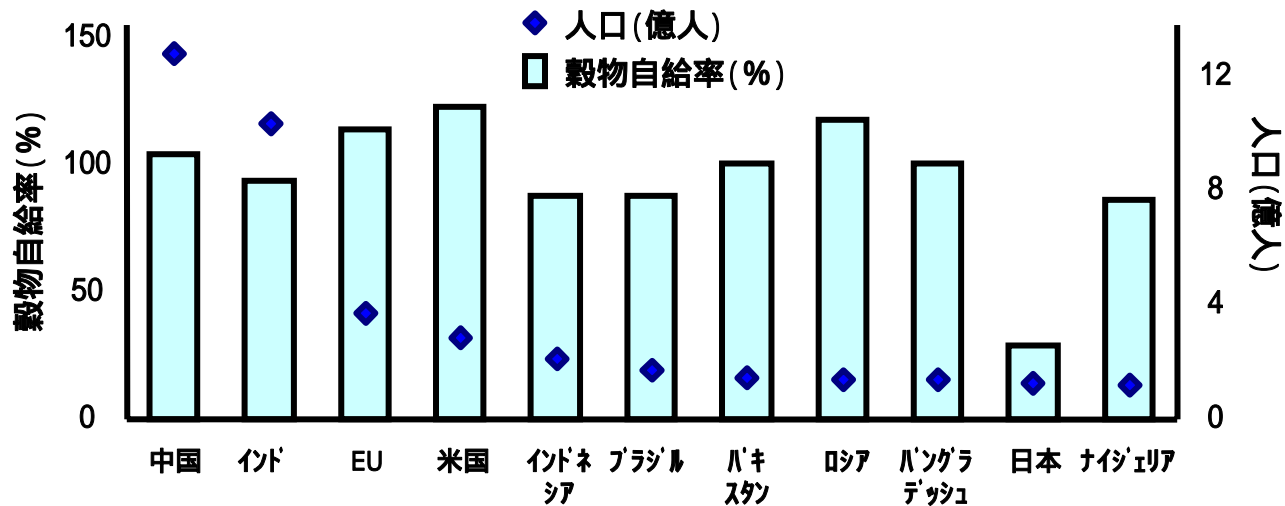


我が国及び諸外国の食料自給率・穀物自給率

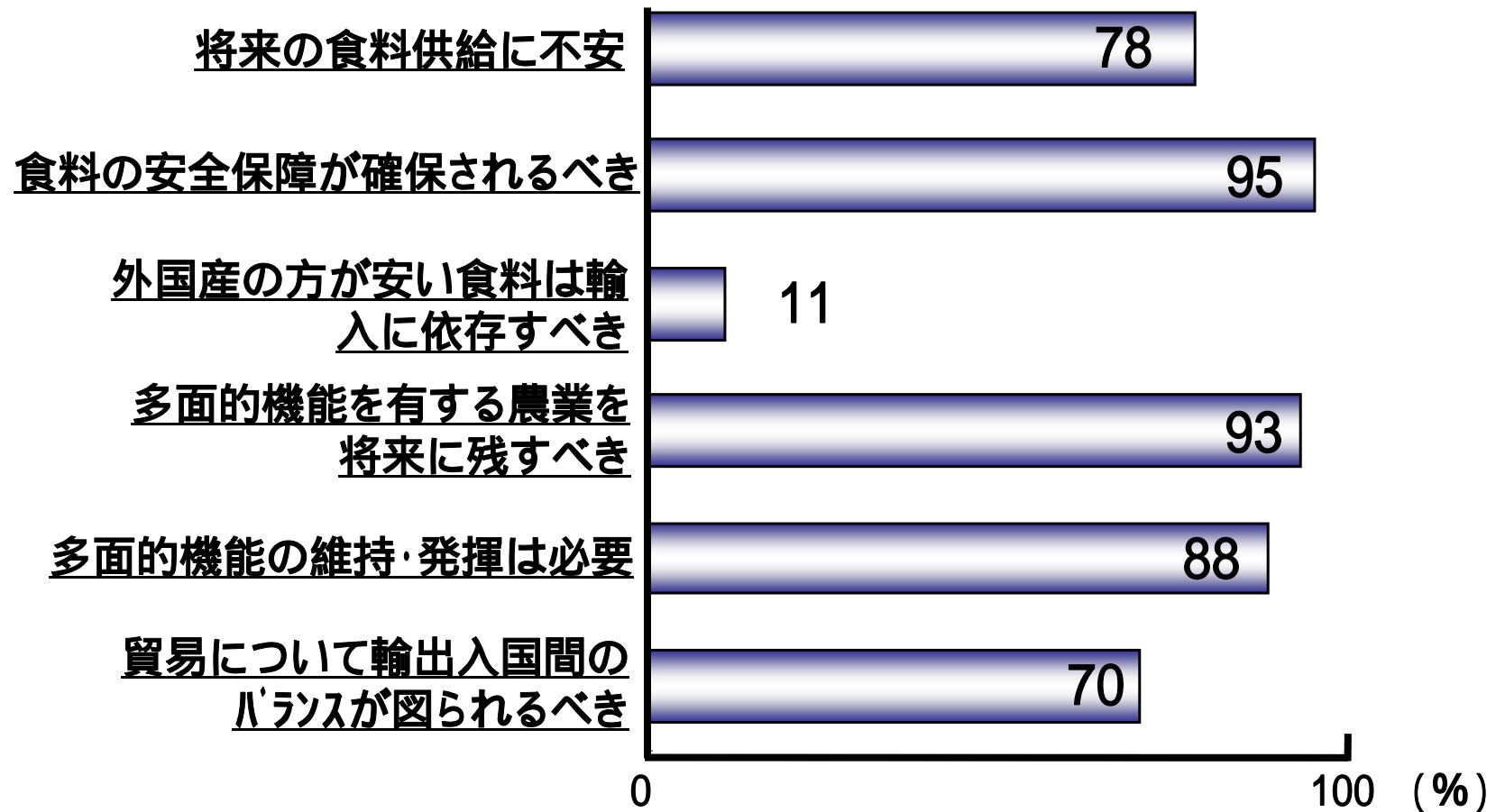
食料自給率



穀物自給率



農産物貿易に関する国民の意識



資料：総理府「農産物貿易に関する世論調査」（2000年7月）（抜粋）
調査対象：全国20歳以上の者5,000人 回収率：70%

WTO農業交渉にのぞむ我が国の考え方

多様な農業の共存

開かれた貿易秩序を築くことは重要。一方で、農業は食料安全保障の確保など多面的な機能を有していることから、各国で異なる生産条件の下にある農業が、それぞれの存立基盤を維持できるようにしていくことも重要。

このため、関税削減などに際しては、各国の事情に配慮できるよう、柔軟な対応を認める貿易ルールが必要。(関税への上限設定の反対、重要品目の柔軟な取扱い等)

輸出国と輸入国の権利義務のバランスの回復

ウルグアイ・ラウンドでは、輸入国には関税の削減、関税割当の拡大など様々な規律が課せられている一方、輸出国側への規律は緩く不平等。このため、あらゆる形態の輸出補助金の撤廃など輸出国側の努力が不可欠。

農政改革の継続

各国が取り組んでいる農政改革の継続が可能となる必要がある。

途上国への配慮

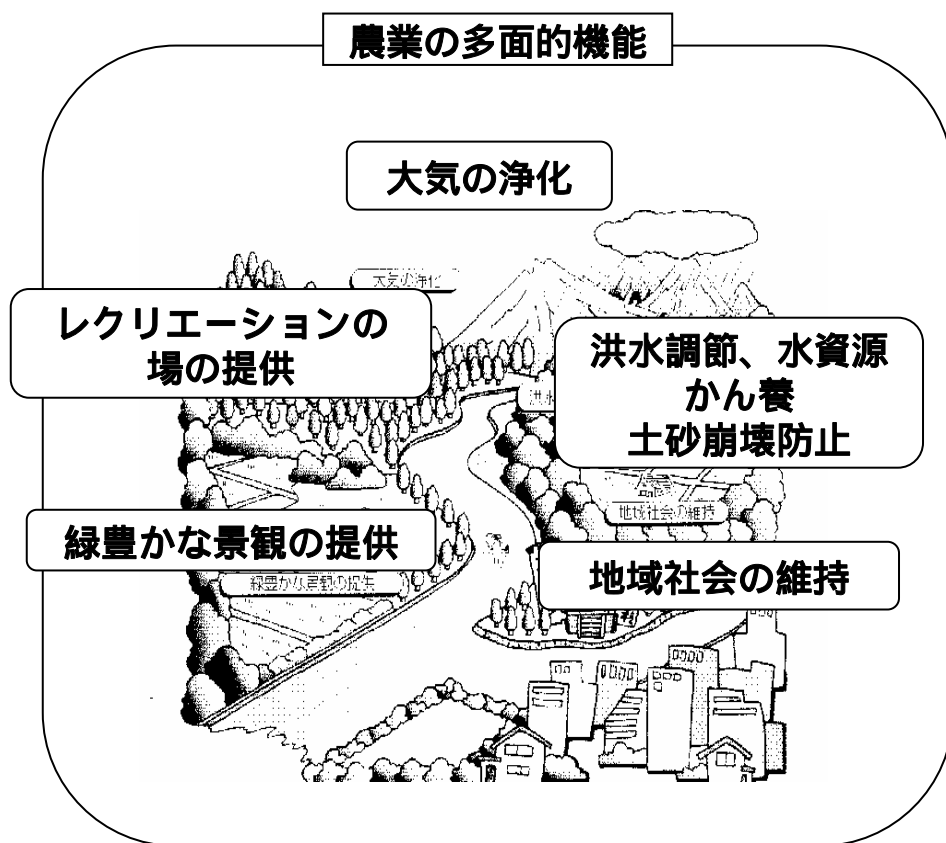
途上国の事情に配慮した特別かつ異なる扱いを設けるなど、途上国の関心に積極的に応えていく必要。

WTO農業交渉にのぞむ我が国の考え方

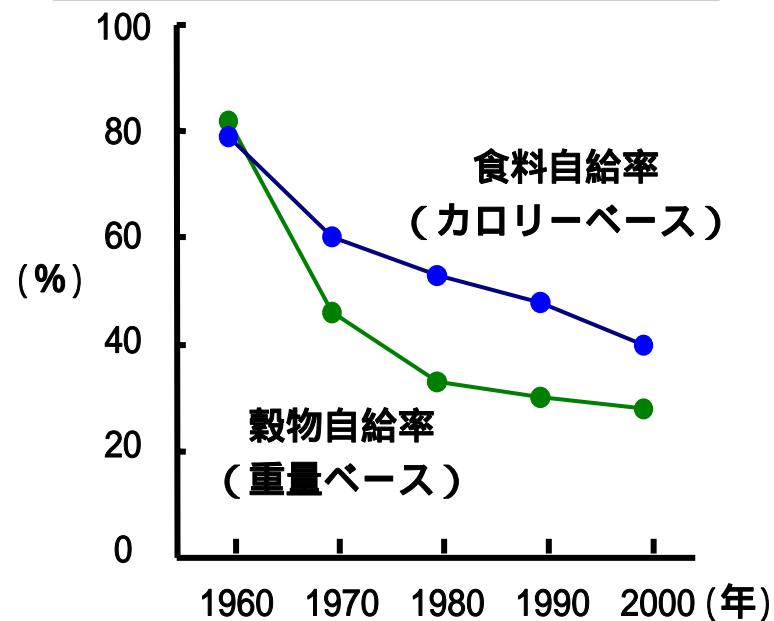
我が国は、急峻な国土を有しており、
農業の多面的機能の維持への要請。

我が国は世界最大の食料純輸入国であり、
食料安全保障の確保への要請。

農業の多面的機能



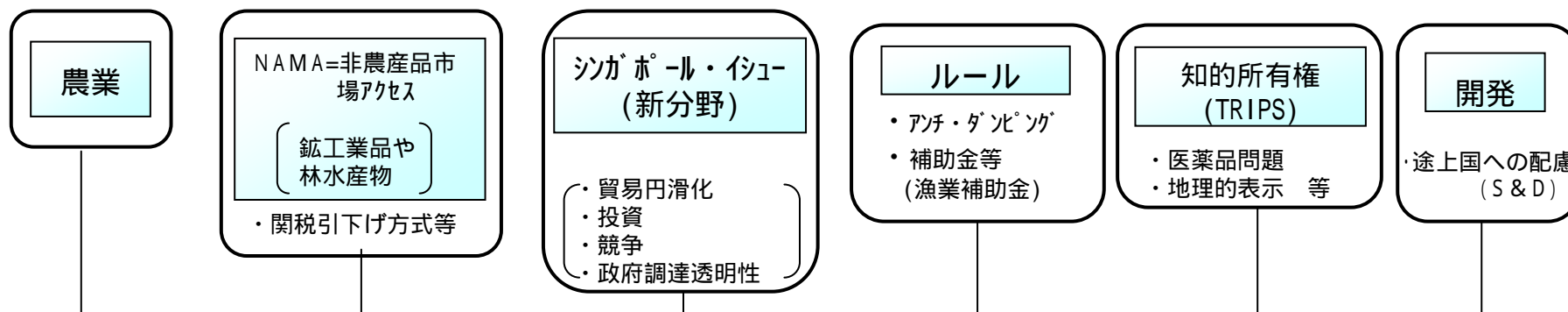
我が国の食料自給率の推移



ドーハ開発ラウンドについて

2001年11月 第4回閣僚会議(ドーハ)
ドーハ「開発」ラウンド立上げ
農業、非農産品、サービス、ルール等を含み、一括受諾方式(シングルアンダーテイキング)による包括交渉

ドーハ開発ラウンドの交渉分野



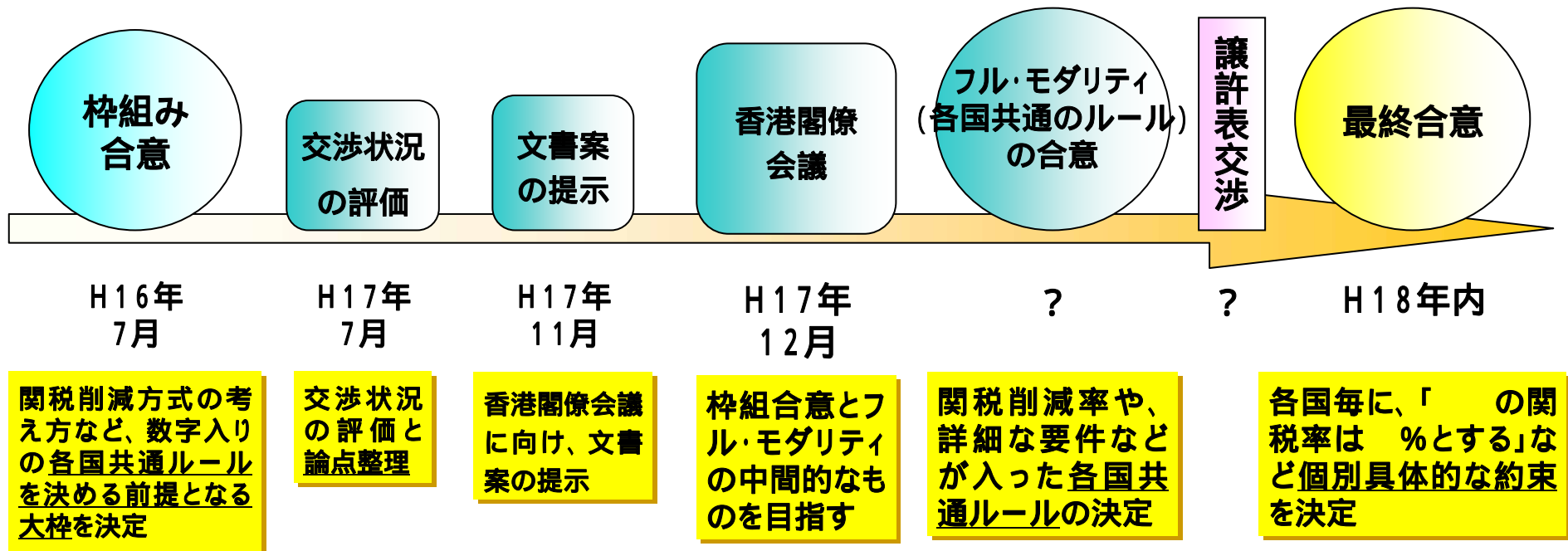
2003年9月 第5回閣僚会議(カンクン)
新分野の扱いをめぐって先進国と途上国が対立し、合意に至らず

2004年7月 一般理事会
交渉の大枠となる枠組みに合意

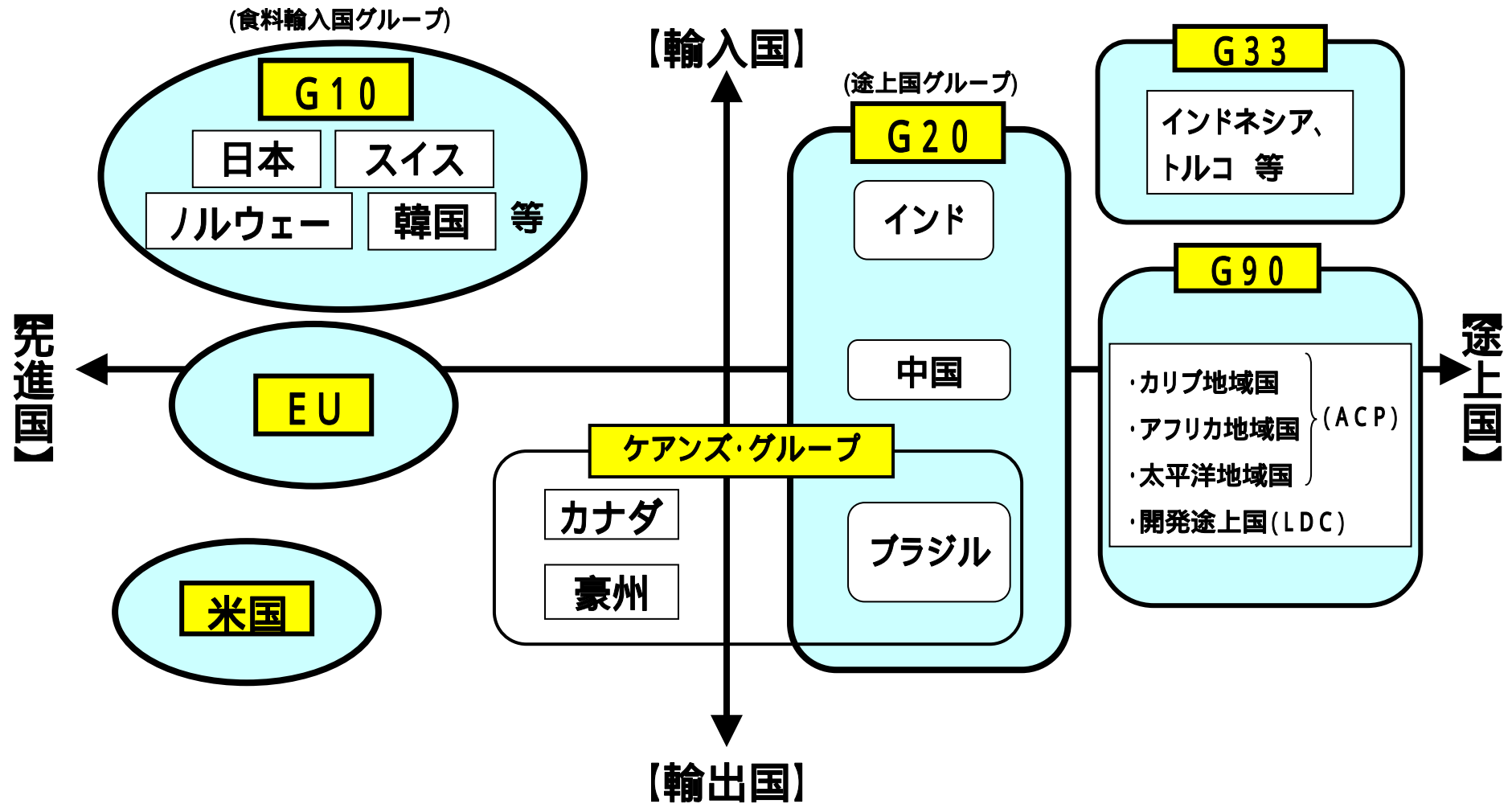
2005年12月 第6回閣僚会議(香港)
枠組み合意とフル・モダリティの中間を目指す

2006年内 最終合意(一括受諾(シングルアンダーテイキング))

WTO農業交渉の状況

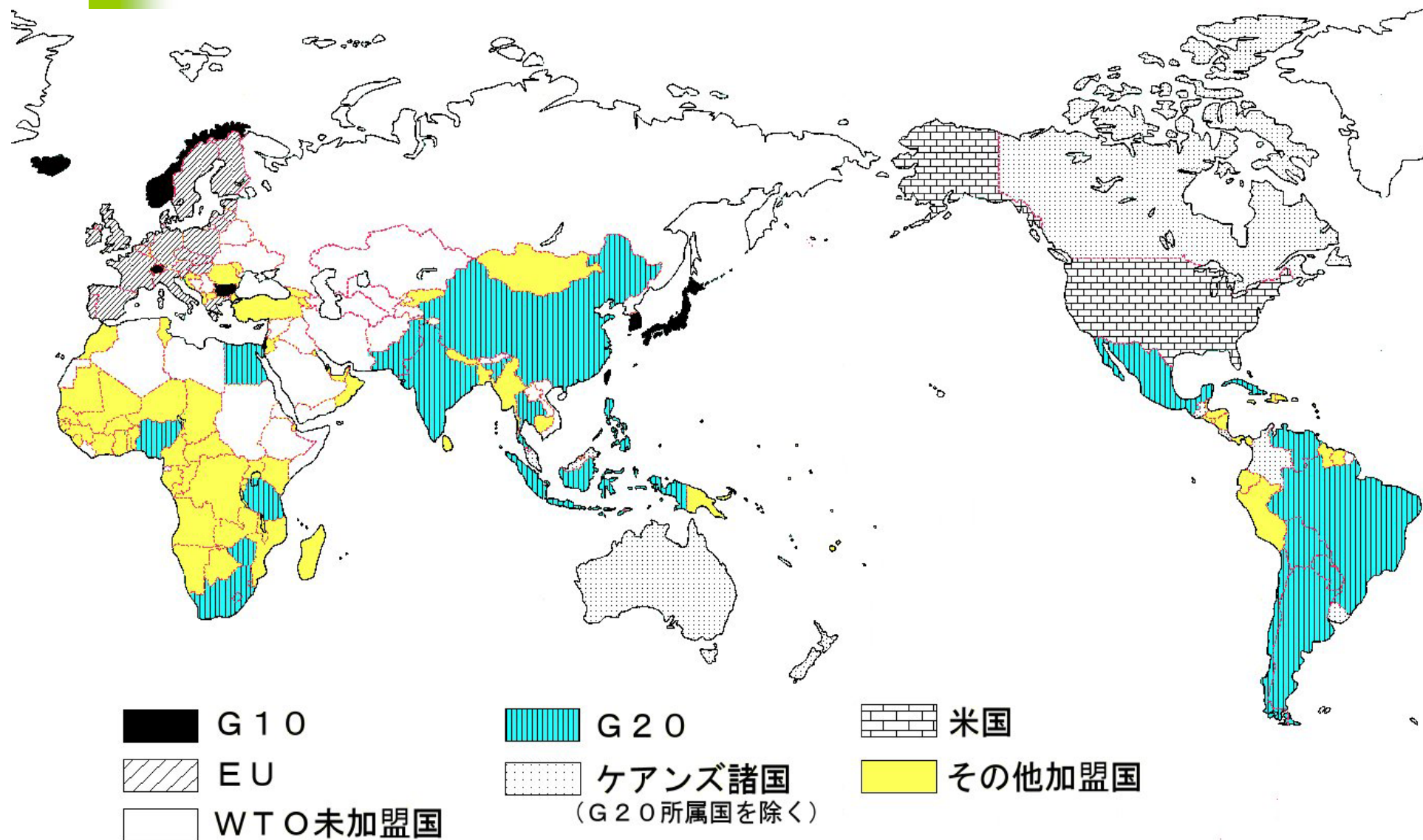


農業交渉をめぐる全体構造

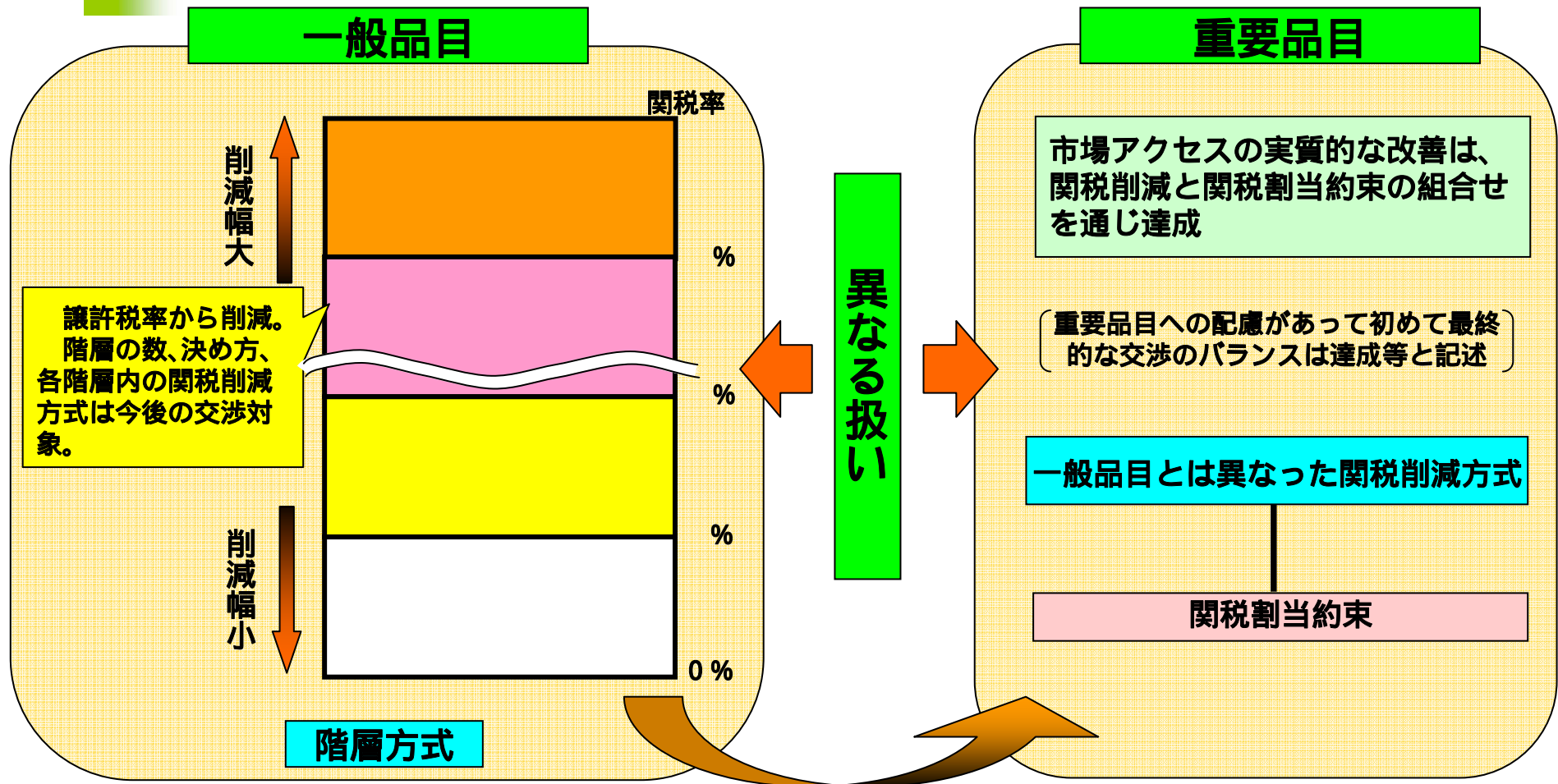


(注1) G10構成国:日本、スイス、ノルウェー、韓国、台湾、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モーリシャス

WTO加盟国(148カ国)の状況



枠組み合意における市場アクセスの内容



上限関税

➡ その役割を更に評価した上で、その是非を検討

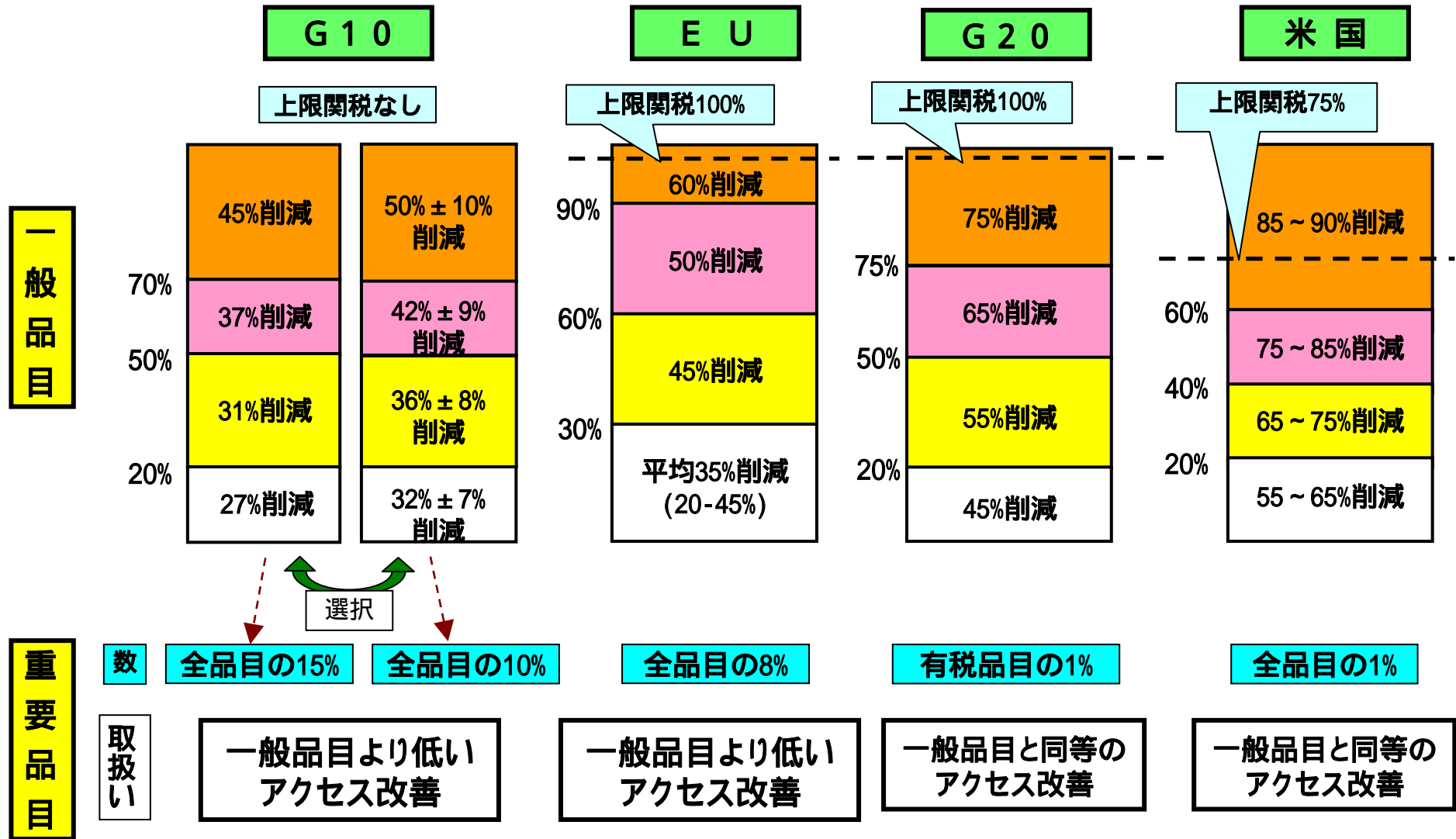
重要品目の選択

自主選択
階層方式の全体の目的を阻害することなく、今後の交渉によって決められる適切な数

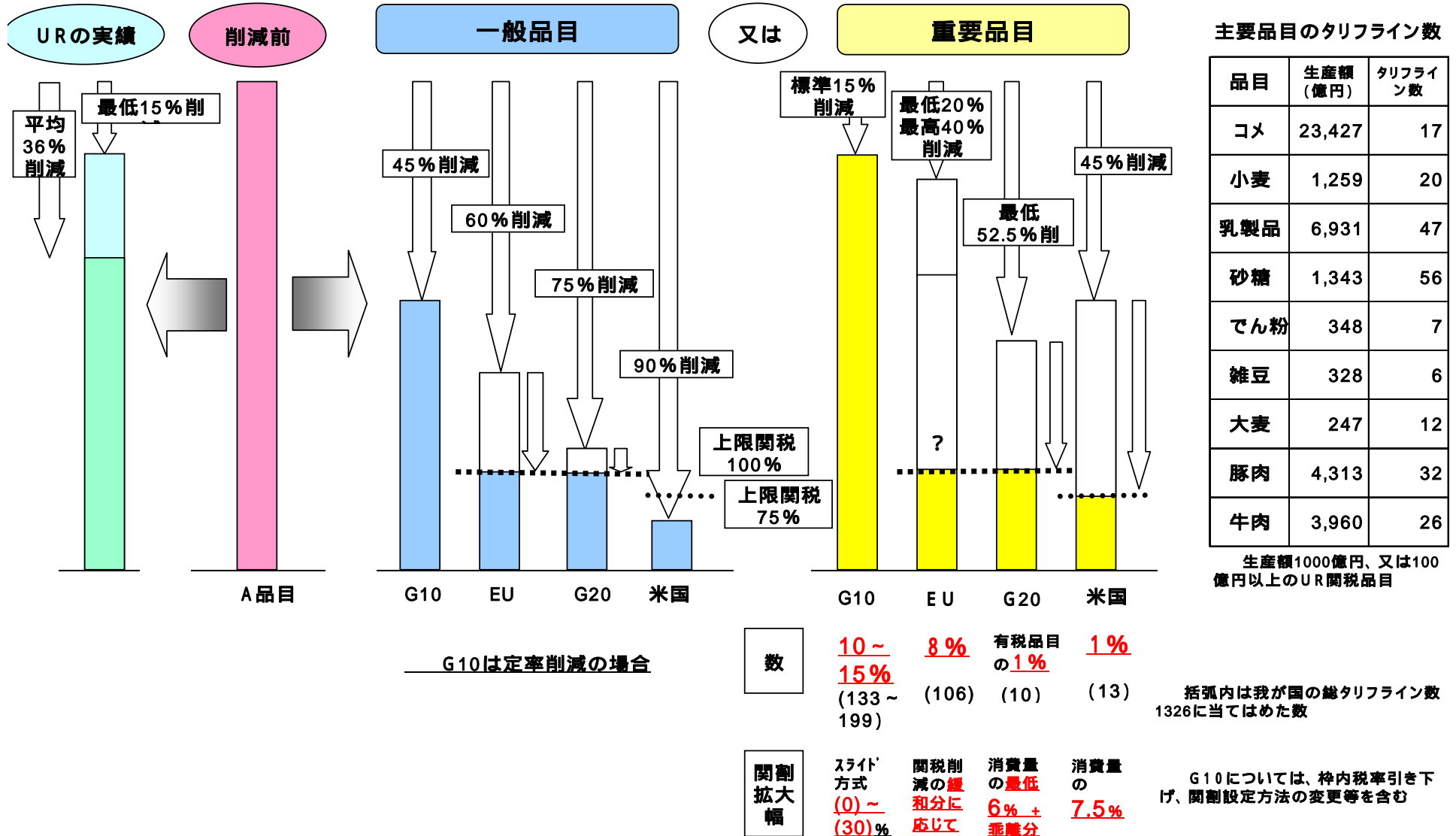
農業の特別セーフガード

➡ 今後の交渉対象

各国の提案(市場アクセス)



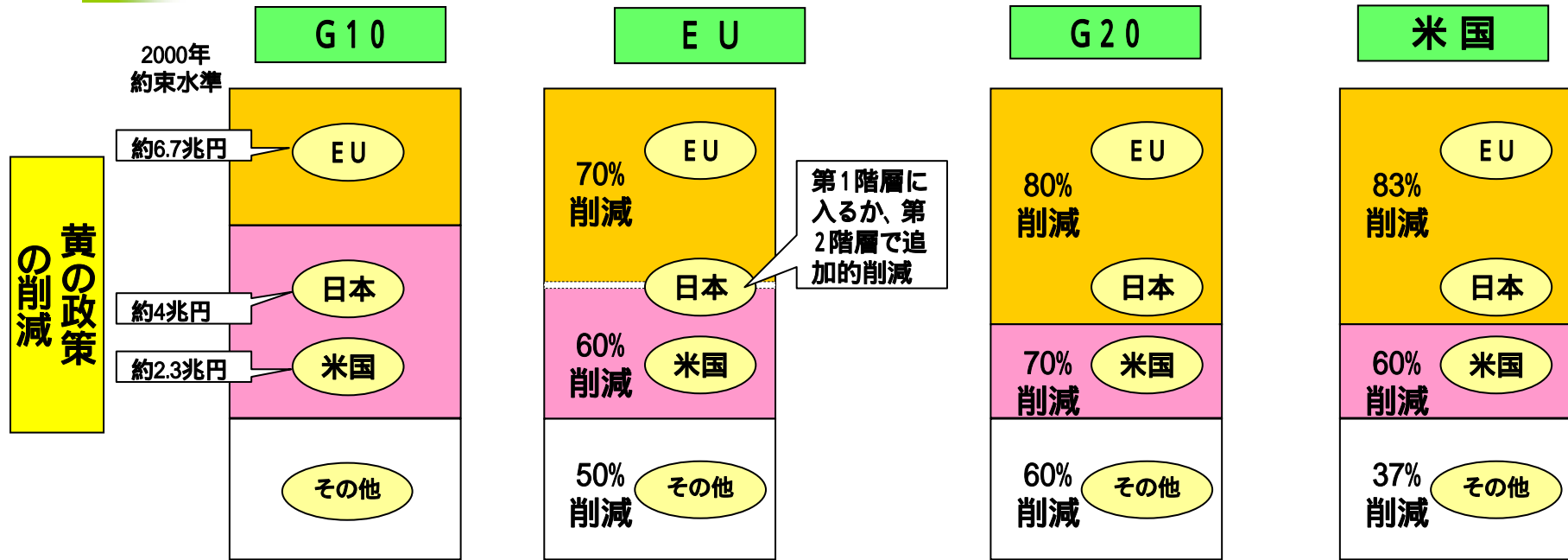
各国提案の関税削減等のイメージ(高関税品目の場合)



枠組み合意における国内支持の内容

	性 格	URでの扱い	枠組み合意の内容
貿易歪曲的 国内支持			<ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易歪曲的国内支持(AMS + 青 + デミニミス)の合計は、階層方式で削減 ・ 合計額を実施期間の初年度に20%削減
黄の政策 (AMS)	最も貿易歪曲的な国内助成 (市場価格支持、不足払い等)	各国の1986- 88年の実績を 20%削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2000年約束水準をベースに、階層方式で実質的に削減 ・ 品目別AMSは、今後合意される方法で決定される平均水準を上限
デミニミス (最小限の政策)	農業生産額の5% 以下の国内助成	削減対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ デミニミスの削減を行うが、途上国に対する特別かつ異なる待遇に配慮しつつ協議
青の政策	直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの 〔 UR合意では生産調整の下での直接支払い 〕	削減対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の 、 の措置を使えるよう、青の政策の基準を再検討、追加的要件とともに今後交渉される。 生産調整の下での直接支払い 固定された面積に基づく支払いである等の要件 生産が求められない直接支払い 固定された面積に基づく支払いである等の要件 ・ 過去の期間の農業総生産額の平均の5%を上限
緑の政策	貿易歪曲性がないか最小限であるもの (試験研究、基盤整備等)	削減対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の政策の基準は、緑の政策であること(貿易歪曲性がないか又は最小限であること)を確保する観点から、再検証及び明確化 ・ この際、非貿易的関心事項が考慮される必要

国内支持の主な論点



具体的な削減率は提示していない

青の政策

現行の青の政策は現在の規律を維持
新青の政策は追加的規律が必要

現行の青の政策は現在の規律を維持
新青の政策は追加的規律が必要
農業総生産額の5%を上限

現行及び新青の政策ともに品目別上限の設定が必要
新青の政策には価格補填額の制限が必要

新青の政策の規律強化に反対
農業総生産額の2.5%を上限

緑の政策

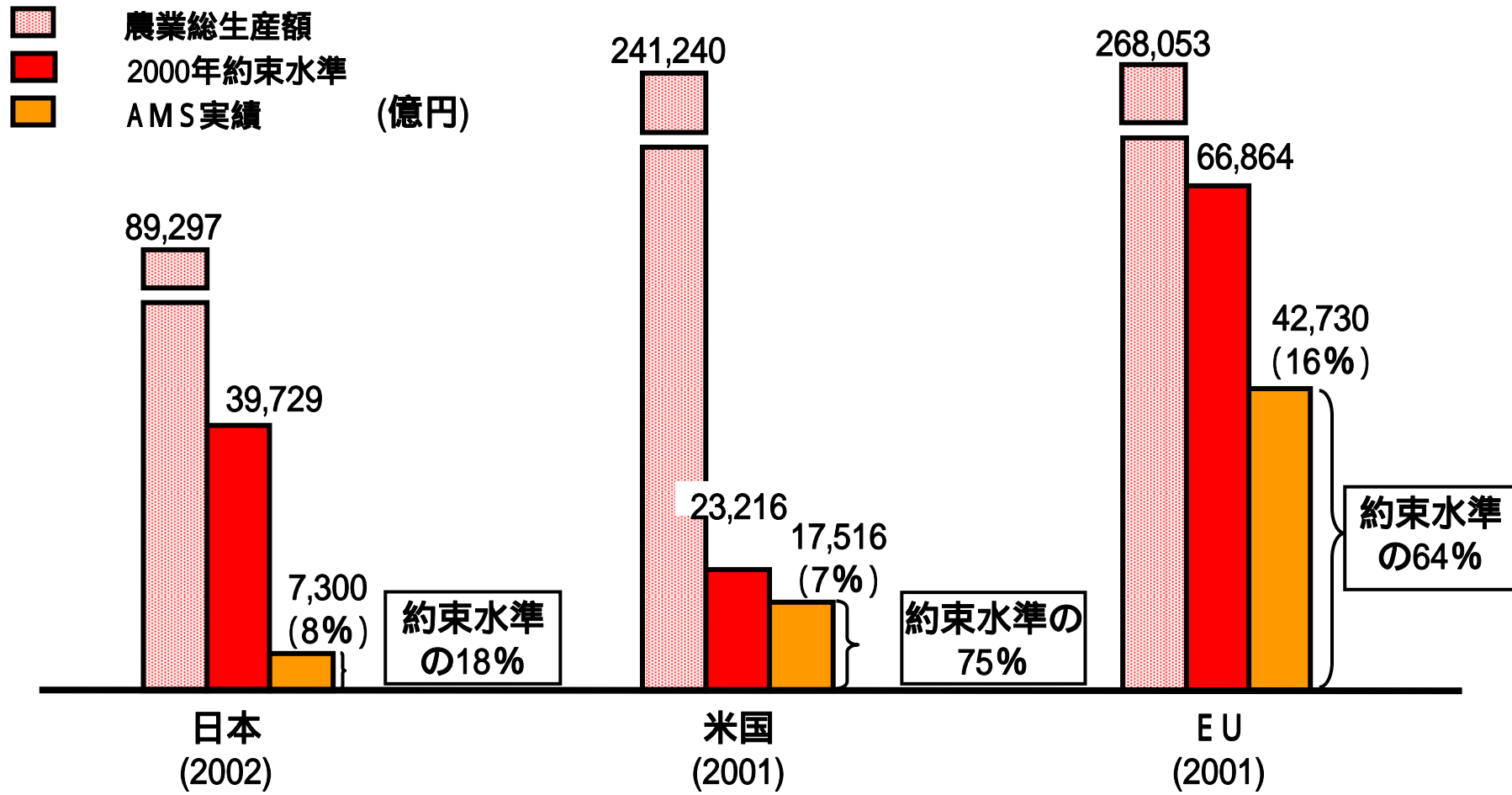
現在の規律を維持

現在の規律を維持

規律強化が必要
途上国の農業条件に合った緑の政策の種類の追加や規律の改善

現在の規律を維持

各国の国内支持の水準

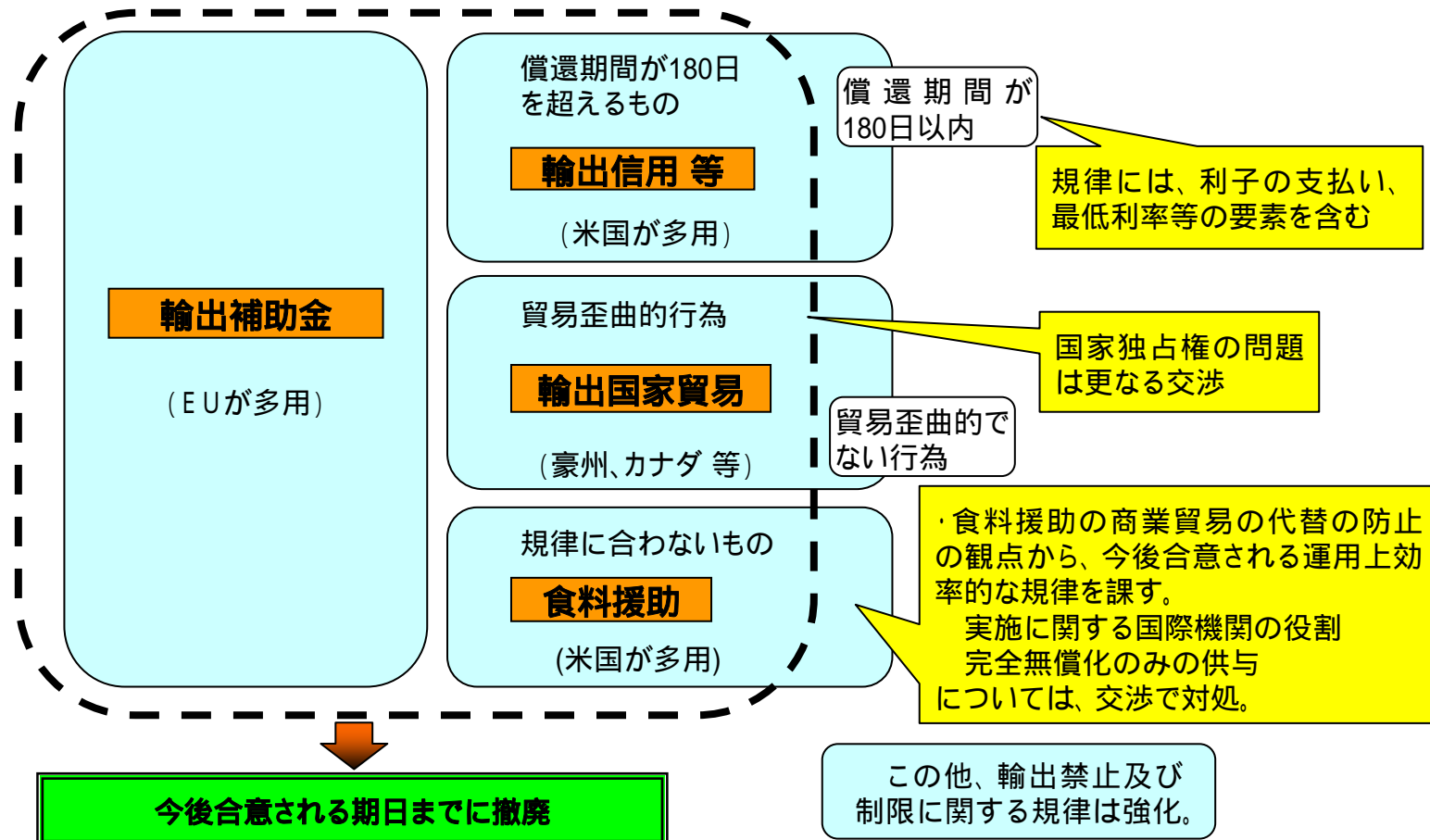


注:()内の数値は農業総生産額に占める割合。WTO通報に基づく

枠組み合意における輸出競争の内容

枠組み合意で、輸出補助金等の撤廃が決定。撤廃期日が最大の論点であり、政治的案件。

輸出補助金撤廃と同等の規律(パラレリズム)を課すべき、輸出信用・食料援助(以上主に米国)、輸出国家貿易(豪州、カナダ等)の定義・範囲等が主要な論点。



注) 我が国は、輸出補助金は不使用(食料援助は実施)。

各国の輸出補助

項目	主な実施国	支出額(百万USD'ル)
輸出補助金	EU	5,588 (1999年)
	米国	80 (1999年)
輸出信用	米国	3,929 (1998年)
	EU	1,254 (1998年)
	豪州	1,553 (1998年)
	カナダ	1,108 (1998年)
食料援助	米国	1,210 (2001年)
	EU	118 (2001年)
輸出国家貿易	豪州(小麦)	
	カナダ(小麦・大麦・乳製品)	

香港閣僚宣言案の概要(1)

各国の提案をまとめる形で、ラミーWTO事務局長が閣僚宣言案を提出(2005.11.26)。

性格・目的

- ・各交渉グループ議長等による成果をまとめたもので、特定の立場を予断するものではない。
- ・第一次案であり、加盟国間で更なる収れんがあれば修正の可能性。

農業交渉

- ・ドーハ閣僚宣言パラ13の農業に関するマンデート及び2004年8月1日に一般理事会によって採択された枠組み合意へのコミットメントを再確認。
- ・農業委員会特別会合で2004年以降になされた進展を歓迎するが、モダリティ確立及び交渉終結のためには、多くの作業が残っていることに留意。
- ・この文書の附属書として添付されている特別会合議長の報告に留意するとともに、ドーハの目的を達成するために作業を強化することに合意。
- ・モダリティを遅くとも[...]までに確立し、これらのモダリティに基づき包括的な譲許表案を遅くとも[...]までに提出することを決意。

(参考)これからの交渉のスケジュール

11/30 TNC

12/1~3 WTO一般理事会

12/13~18 香港閣僚会議

農業交渉の内容については、ファルコナー議長が交渉の現状に関しまとめた報告ペーパーをそのまま報告書として添付。

香港閣僚宣言案の概要(2)

< 別添のファルコナー議長の報告ペーパーの概要 >

国内支持

全体的削減やAMSの削減に関しては、条件付きながら、大きな収れん。

青の政策に関しては、制限を設けることには収れんを見せつつも、技術的にどう達成するかは今後の課題。

輸出競争

輸出信用や輸出国家貿易に対する規律は多くの点で収れんしているが、撤廃期日については現時点では収れんはない。

市場アクセス

一般品目について、関税削減方式は定率削減方式に収れんが見られるものの、削減率については、大きな立場の差が以前存在。

重要品目の数について、各国提案はタリフラインの1%から15%の幅がある状況。

上限関税の概念を完全に拒絶している国々がある一方、他の国々は、75~100%の上限関税を提案。